

令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務においては、北谷町コミュニティバスの利用状況や満足度に係る調査・分析を行い、北谷町コミュニティバスに係る評価を行うとともに、北谷町コミュニティバスの運行改善に向けた改善策等の検討を目的としている。

今般、その目的を達成するため、受託者の持つデータ分析に関するノウハウや、公共交通に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型プロポーザルにより広く企画提案を募集する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務
- (2) 業務内容 令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 北谷町内
- (5) 提案上限額 6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件等

(1) 参加の制限

本プロポーザルに参加することができる者は、日本国内に本店を有する法人、又は複数の法人で構成された共同企業体とする。

なお、共同企業体を結成し参加する場合は、次の各号に留意すること。

ア 共同企業体の代表者を定め、共同企業体結成届出書（第5号様式）を提出すること。

イ 参加表明書（第1号様式）や受託業務実績書（第4号様式）、参加辞退届（第7号様式）の提出にあたっては、共同企業体名で記載し、代表者でもって押印すること。

ウ 共同企業体により参加する場合は、構成する団体すべてが日本国内に本店を有すること。

エ 共同企業体は、本業務を構成員が共同で行い、記載する事項を構成員相互で遵守するものとする。

オ 同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。

カ 単独で参加する者は、他の共同企業体の構成員になることはできない。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされていないこと。
- オ 直近の決算において債務超過でないこと。
- カ 本町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、本町から指名停止を受けている期間でないこと。
- キ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ケ 役員等（役員及び経営に事実上参加している者）が暴力団等の利益となる活動を行う団体でないこと。
- コ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

4 スケジュール

	手順	期限等
1	募集及び質問受付開始	令和7年9月3日（水）
2	質問の受付期限	令和7年9月12日（金）午後5時15分まで
3	質問に対する回答	令和7年9月19日（金）
4	参加表明書及び企画提案書等の提出期間	令和7年9月3日（水）から 令和7年9月26日（金）午後5時15分まで
5	第一次審査（書類審査）結果通知	令和7年10月10日（金）
6	第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年10月17日（金）
7	第二次審査結果通知	審査後1週間以内に通知

5 配布資料

配布資料は、次のとおりとし北谷町ホームページに掲載する。

- (1) 令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務プロポーザル実施要領
- (2) 令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務仕様書
- (3) 参加表明書（第1号様式）
- (4) 誓約書（第2号様式）
- (5) 会社概要書（第3号様式）※任意様式可
- (6) 受託業務実績書（第4号様式）
- (7) 共同企業体結成届出書（第5号様式）※共同企業体を結成する場合に提出
- (8) 質問書（第6号様式）
- (9) 辞退届（第7号様式）※参加表明書提出後に辞退する場合に提出

6 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（第6号様式）を提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質問対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和7年9月12日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出方法 企画財政課宛て電子メールにより提出すること。

E-mail : kikakuzaiseika@chatan.jp

- (3) 質問に対する回答 令和7年9月19日（金）
- (4) 回答方法 HPにて一括して回答

7 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。提出書類は原則A4版とする。

提出書類	提出部数
ア 参加表明書（第1号様式）	1部
イ 誓約書（第2号様式）	1部
ウ 会社概要書（第3号様式）※次の(ア)～(エ)を添付すること。 (ア) 履歴事項全部証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (イ) 国税及び地方税（道府県税及び市町村税）に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (エ) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）の写し	1部
エ 共同企業体結成届出書（第5号様式）（共同企業体を結成する場合のみ） ※共同企業体を結成する場合は、イ及びウに掲げる書類を構成員全員分提出すること。	1部
オ 企画提案書（任意様式） ※本要領「9 審査の評価項目」の項目に合わせて作成すること。 ※企画提案書は、16ページ以内とすること。	PDF データ
カ 業務実施体制図	PDF データ
キ 業務工程表	PDF データ
ク 受託業務実績書（第4号様式） ※業務実績については、過去3年間に地方公共団体から受託した類似業務の実績を最大5件まで記載すること。	PDF データ
ケ 見積書 ※仕様書の業務内容ごとに人件費、直接経費を分けて詳細を記載すること。	PDF データ

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送にて提出し、PDFデータについては、電子メールにて提出すること。

なお、持参による提出の場合、受付時間は平日の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とする。また、郵送による提出の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とするほか、担当課担当へ必ず事前連絡を行うことし、提出期間内消印有効とする。

(3) 提出先 本要領「13 担当課」に同じ。

(4) 提出期限 令和7年9月26日（金）午後5時15分まで

(5) 留意事項

ア 企画提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。

イ (1)に掲げる提出書類以外の書類提出は認めない。

ウ 企画提案は、1提案者につき1つとし、提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。

エ 追加で予算が必要となる提案については、提案書にその旨を明記すること。

8 審査方法

審査は令和7年度北谷町コミュニティバス中間評価業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、本業務に最も適していると認められる優先候補者を選定する。

なお、企画提案の募集状況等によっては、プレゼンテーションを実施しないことがある。

(1) 第一次審査（書類審査）

プロポーザルの参加決定に係る第一次審査は、書類審査により実施し、提案者について本要領で定める参加資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか審査を行う。企画提案書類による書類審査を併せて行い、第一次審査通過者は基準点を満たす上位3者以内とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、日時の詳細については、後日プレゼンテーションの参加者に連絡する。

ア 日付 令和7年10月17日（金） 予備日 令和7年10月21日（火）

イ 場所 北谷町役場 庁議室 予備日 北谷町役場 庁議室

ウ 提案時間

プレゼンテーションは、1提案者当たり約35分（説明20分以内、質疑応答15分程度）とする。

エ 機材等

プロジェクター及びスクリーンは町で準備するものとし、パソコンその他の機材は提案者が準備するものとする。

オ 留意事項

- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・プレゼンテーションは、既に提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとする
こととし、新たな資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション参加者は3人以内とし、原則として業務担当者とする
こと。

9 審査の評価項目

評価項目		評価の視点	配点	
大項目	小項目			
1 業務 遂行能 力 (15点)	(1) 業務の理解度・実施体制・実施 工程	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の理解度 ・人員・組織体制 ・計画性 	15	
	(2) 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の履行実績 		
2 企画 提案内 容 (85点)	(1) 北谷町コミュニティバスの利用 状況等の分析・評価（量の評価）	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性、有効性 	85	
	(2) 北谷町 コミュニ ティバス の満足度 等の分 析・評価 （質の評 価）	ア 町民アンケート 調査		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性と有効性 ・創意工夫
		イ 北谷町コミュニ ティバス登録者ア ンケート調査		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性と有効性 ・創意工夫
		ウ 関係者へのアン ケート調査		<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性と有効性 ・創意工夫
	(3) 各種会議の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性、有効性 		
	(4) 北谷町コミュニティバスに係る 評価及び運行改善策または代替案 の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性、有効性 		
	(5) その他追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の具体性、有効性 ・創意工夫 		
		合計	100	

10 受託者の決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約等の詳細を協議のうえ、受託者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

※契約時における仕様書については、選定された受注者の企画提案内容に応じて、委託者と受託者との協議により決定する。

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 1つの提案者が複数提案したとき。
- (3) 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

12 留意事項

- (1) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (2) 本プロポーザル参加に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 提案者の提出書類について行政情報公開条例（平成13年北谷町条例第17号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除き、原則、公開する。

13 担当課

北谷町 総務部 企画財政課 企画調整係 担当：木村

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

TEL：098-936-1234（内線1312） FAX：098-936-7474

電子メール：kikakuzaiseika@chatan.jp